

## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動としての栄養・食生活支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づき市町村が行う医療救護活動について、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

### （災害時支援計画）

第2条 乙は、前条の規定による医療救護活動としての栄養・食生活支援活動の円滑な実施を図るため、災害時栄養支援チームの編成、派遣その他栄養・食生活支援活動の実施に関する災害時支援計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害時支援計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

### （災害時栄養支援チームの派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対して災害時栄養支援チームの派遣要請を行うことができる。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに災害時栄養支援チームを編成し、派遣するものとする。

### （災害時栄養支援チームに対する指揮）

第4条 乙が派遣する災害時栄養支援チームに対する指揮命令及び栄養・食生活支援活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （災害時栄養支援チームの活動）

第5条 乙が派遣する災害時栄養支援チームは、甲又は市町村が設置する救護所等において、医療救護班や保健活動と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

2 災害時栄養支援チームの活動は、次のとおりとする。

- 被災者（要配慮者を含む）への巡回栄養・食生活相談等
- 避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養・健康教育
- 疾病者用食品（アレルギー対応、母乳代替、高齢者用、病者用等の食品）の提供に係る支援
- 食品集積場所等における仕分け、提供、管理への支援
- その他甲乙双方の協議で必要とされる事項

3 乙は、自ら移動や生活手段等を確保し、継続した活動を行うことを基本とする。

### （災害時栄養支援チームの輸送）

第6条 甲は、栄養・食生活支援活動が円滑に実施できるよう、災害時栄養支援チームの移動手段について、必要な措置を取るものとする。

### （報告）

第7条 乙は、前条に規定する活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、活動の終了後、甲に報告するものとする。

### （訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

### （費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき乙が前条に規定する活動を実施した場合（災害救助法による救助に限る。）に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- 災害時栄養支援チームの派遣に要する経費
- 災害時栄養支援チームが活動のために使用した消耗品費
- 災害時栄養支援チームが医療救護活動において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

### （体制の整備）

第10条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、派遣体制並びに甲との連絡体制の整備に努めるものとする。

### （細目）

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

### （協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

### （有効期間）

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方署名のうえ、各1通を保有する。

令和3年5月20日

甲 長野県  
長野県知事

阿部 守一

乙 公益社団法人長野県栄養士会  
会長

廣田 直子